

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書（案）

平成22年10月22日付け白馬村地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている運行系統又は運行の区間

定時定路線運行とし運行系統は以下のとおり（詳細は別紙1運行表及び別紙2路線図を参照）

(1) ブルーライン5便（主な経由地）

和田野（起点）～八方ゴンドラ～八方インフォメーションセンター～セブンイレブン瑞穂～みそら野ロータリー～みそら野大通り～ジャスコ白馬店～JR白馬駅～八方インフォメーションセンター～八方ゴンドラ～和田野（終点）

(2) レッドライン4便（主な経由地）

和田野（起点）～どんぐり入口～庄屋丸八～ガーデンの湯～JR白馬駅～ジャスコ白馬店～みそら野大通り～みそら野ロータリー～セブンイレブン瑞穂～八方インフォメーションセンター～八方ゴンドラ～和田野（終点）

(3) グリーンライン3便（主な経由地）

和田野（起点）～八方インフォメーションセンター～JR白馬駅～ジャスコ白馬店～十郎の湯～JR神城駅～エスカルプラザ～みそら野大通り～みそら野ロータリー～セブンイレブン瑞穂～八方インフォメーションセンター～和田野（終点）

2. バス停留所

変更及びバス停留所移動箇所

(1) バス停留所の名称変更

八方バスターミナルから八方インフォメーションセンターへ変更

(2) バス停留所の名称変更及びバス停留所の移動

白馬村大字北城 836-125（山太）から白馬村北城 2937-736（チェリーパブ）へ名称の変更及び停留所の移動

3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

200円（大人・小児一律1回）未就学児童（6歳未満）無料回数券1,000円（6枚綴り）

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件別紙3適用関係による

平成22年10月22日

白馬村地域公共交通会議

会長 白馬村長 太田 紘 熙 ?

別紙3 適用関係

1. 利用方法

(1) 現金利用者

現金による支払いで乗車する方法

(2) 利用券(回数券)購入利用者

循環バス利用券(回数券)取扱所で利用券を購入し乗車する方法

2. 運行主体

一般乗合旅客自動車運送事業者

運行業者未定 10月中に業者決定予定

3. 使用車両

(1) 常備車両(マイクロバス)3台

(2) 予備車両1台

4. 運行日

平成22年12月18日から平成23年3月6日の期間を毎日運行